

補助金チェックシート

産業文化部産業振興課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25			
1	産業振興課	丸亀商工会議所運営補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商工業の振興を図ることにより、活力ある丸亀経済の形成と魅力あるまちづくりの実現。	商工業の振興、中心市街地の活性化、産学官の連携を図るため、当該事業運営に対し補助するもの。	6,000	6,000	6,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	6,000
2	産業振興課	丸亀市中央商店街振興組合連合会補助金	丸亀中央商店街振興組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民生活の向上・利便性への寄与・地域貢献のため、丸亀市の中央に位置する商店街の活性化を図る。	富屋町・通町・浜町・本町の店舗が会員である丸亀市中央商店街振興組合連合会が、商店街活性化を目的で行う事業に対し、補助するもの。	700	700	700	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	700
3	産業振興課	香川県うちわ協同組合連合会補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	会員の相互扶助の精神に基づき、会員及びその組合員(以下所属員)のために必要な共同事業を行い、所属員の自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図り丸亀うちわに関わる諸事業全体を推進する。	香川県うちわ協同組合連合会が行う丸亀うちわの発展・継承に努める技法後継講座や、国内外に向け振興を図る丸亀うちわFUNFAN展などの事業運営に対し補助するもの。	1,650	1,650	1,650	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,650
4	産業振興課	青木石材協同組合補助金	青木石材協同組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	石製品の啓発活動の推進と新規開発した「新ブランド」の告知活動及び販売活動。地場産品「青木石」の発信などを行なう。青年部はおしろまつりなど市の行事に参加貢献(賑わいを創出)。	地場産品である青木石の共同販売を行い、青木石に関わる諸事業を推進している青木石材協同組合に対し、補助するもの。	220	220	220	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	220

補助金チェックシート

産業文化部産業振興課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H26年度 予算額 (千円)	
									H23	H24	H25			
5	産業振興課	伝統的工芸品産業産地補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	国の伝統工芸品である「丸亀うちわ」の技術・技法を伝承していく。	香川県うちわ協同組合連合会が実施する国の伝統的工芸品である丸亀うちわの振興のための後継者育成事業(振興事業)に対し、丸亀市伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱に基づき補助するもの。	400	400	400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
6	産業振興課	丸亀市飯綾商工会運営補助金	丸亀市飯綾商工会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商工業者の経営改善に関する相談と指導を行い、丸亀市の経済振興を図る。	商工業の振興などを図るため、当該事業運営に対し補助するもの。	5,000	5,000	5,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,000
7	産業振興課	丸亀TMO運営等補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商店街に賑わいを創出する事業を行い、本市経済の発展を図る。	平成11年度に策定した丸亀TMO構想の基幹である中心市街地活性化事業を横断的・総合的に調整・実施するために設立された丸亀TMO推進協議会(丸亀商工会議所が事務局)の事業運営に対し補助するもの。主な事業内容として、空き店舗対策事業(秋寅の館の活用、スペース114やみたから市の運営協力)、婆娑羅まつりとの連携など。	600	900	900	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	900

補助金チェックシート

産業文化部産業振興課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	H26年度 予算額 (千円)	
									H23	H24	H25			説明
8	産業振興課	産学支援等事業補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19	産(丸亀市中央商店街振興組合連合会)、学(地元学生)が連携し、企画立案し、商店街を舞台として実行するイベントを開催し、活性化を図る。	主催は丸亀商工会議所。丸亀市、丸亀市中央商店街振興組合連合会は共催として連携し、事業を補助する。平成24・25年度はhacomo(株)、専門学校穴吹デザインカレッジの協力のもと商店街各所においてダンボールアート遊園地を開催。	300	300	350	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
9	産業振興課	さぬき富士桃の里まつり開催補助金	さぬき富士桃の里まつり実行委員会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H20	飯山地域の特産品である桃の普及に努めることにより、まちの活性化や桃の消費・販路拡大を図り、銘柄産地をアピールすることを目的とする。	桃喰うまつりはじめ飯山地域の特産品である桃の普及に努めるなど、産業活性化を図るイベントに係る経費・委託料、関係団体に対する補助金。	1,800	1,800	1,800	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,800
10	産業振興課	まるがめ婆娑羅まつり開催補助金	丸亀TMO推進協議会(26年度よりまるがめ婆娑羅まつり実行委員会)	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H12	「婆娑羅」の意味である、遠慮なく自由にのびのびと振舞う風をモットーに、市街地の活性化に取り組む元気都市丸亀のイメージを広く発信し定着させることを目的とする。	中心市街地や産業活性化を図るイベント(婆娑羅まつり)に係る経費・委託料、関係団体に対する補助金。	6,000	6,000	6,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	6,000

補助金チェックシート

産業文化部産業振興課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25			
11	産業振興課	中央商店街空き店舗データベース作成事業補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H25	中央商店街の衰退を改善するために空き店舗数の減少させ、商店街の活性化を目的とする。	丸亀TMO推進協議会が実施し、空き店舗を有効活用し、また円滑な個店誘致を推進するため、空き店舗の現状調査し一元管理することで商店街の活性化に繋げる。(産業振興計画重点施策)事業費の1/2(250千円)は県の商店街等活性化促進事業補助金から支出。	—	—	165	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0
12	産業振興課	丸亀うちわニュー・マイスター認定事業補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H25	竹うちわの技術を伝承する目的で、香川県うちわ協同組合連合会が行う技術・技法講座の卒業生で伝統的な丸亀うちわの技術・技法(全工程)を身につけ、実際に竹うちわづくりに携わる職人を認定することにより、今後の活動を広げることが目的とする。	香川県うちわ協同組合連合会が竹うちわの技術を伝承する目的で、伝統的な丸亀うちわの技術・技法(全工程)を身につけ、実際に竹うちわづくりに携わる職人を「丸亀うちわニュー・マイスター」として認定する。その認定制度の運営を補助するもの。	—	—	300	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
13	産業振興課	中小企業融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を完済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。	451	1,366	801	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,500

補助金チェックシート

産業文化部産業振興課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25			
14	産業振興課	中小企業融資制度利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成21～26年度に当該融資制度を利用し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければならない。	828	1,775	2,031	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,000
15	産業振興課	小売商業近代化資金特別融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を完済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。	0	0	933	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
16	産業振興課	小売商業近代化資金特別融資制度利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成21～26年度に当該融資制度を利用し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければならない。	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,200

補助金チェックシート

産業文化部産業振興課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H26年度 予算額 (千円)
									H23	H24	H25			
17	産業振興課	団扇工業振興融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を完済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。	1,087	734	393	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,200
18	産業振興課	団扇工業振興融資制度利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成21～26年度に当該融資制度を利用し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければならない。	1,001	920	802	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,000
19	産業振興課	新風融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H15	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を完済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	50

補助金チェックシート

産業文化部産業振興課

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	H26年度 予算額 (千円)	
									H23	H24	H25			説明
20	産業振興課	新風融資制度 利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H15	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければならない。	11	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	100
21	産業振興課	富屋町商店街アーケード撤去による新しいまちづくり事業補助金	丸亀市富屋町商店街振興組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H25	老朽化したアーケードを撤去し、こんぴら街道プロジェクトの導線整備とも連動した安心安全の歩いて楽しい商店街に整備することで、市民や観光客等の交流人口を増やし商業振興を図る。	丸亀市富屋町商店街振興組合が老朽化したアーケードを撤去する費用に対して、1/4以内の補助するもの。	—	—	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	11,250(繰越)
22	産業振興課	産業振興支援補助金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	産業振興の基盤となる中小企業者を支援することにより地域経済の健全な発展を図る。	市内に住所等があつて1年以上同一事業を営んでおり、市税完納等の要件を満たす中小企業者がインターンシップ、人材育成、事業革新を行う場合に、必要と認められる経費の2/3以内をそれぞれ定める限度額の範囲内で助成する。	—	—	—	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	10,000